

## ■福岡市の審査基準等・不利益処分基準の設定状況（令和5年4月1日現在）

### 1. 設定状況

	合計	行政手続法が 適用されるもの	行政手続条例が 適用されるもの
審査基準	77.5%	79.2%	74.0%
標準処理期間	45.0%	51.6%	31.1%
不利益処分基準	66.7%	66.4%	67.8%

### 2. 未設定の理由

	根拠	1	2	3	4
審査基準	法律	85.4%	0.6%	10.2%	3.8%
	条例	35.9%	2.2%	43.5%	18.5%
標準処理期間	法律	40.8%	2.2%	38.6%	18.4%
	条例	15.2%	1.6%	40.6%	42.6%
不利益処分基準	法律	40.3%	1.6%	50.0%	8.1%
	条例	13.6%	0.0%	80.3%	6.1%

#### ※未設定の理由区分、1～4について

- 1 将来的に申請が見込まれるものの、過去に申請実績がなく又は稀であって、あらかじめ基準等を設定することは困難である。
- 2 過去に申請実績はあるが将来的に申請が見込めず、基準等を設定する実益がない。
- 3 事案ごとの裁量が大きく、基準等を設定することは困難である。
- 4 その他。